

國學院大學學術情報リポジトリ

神谷正昌著 『平安宮廷の儀式と天皇』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三輪, 仁美, Miwa, Hitomi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000429

書評と紹介

神谷正昌著

『平安宮廷の儀式と天皇』

三輪 仁美

一、本書の概要と構成

本書は、平安時代の儀式を王権や摂関政治と絡めて積極的に論じてきた神谷正昌氏が、その成果をまとめた待望の単著である。著者は、それまで等閑視される傾向にあった儀式の政治的意味を明らかにするべく、一九九〇年代は儀式次第の分析や実施状況の検証に正面から取り組み、儀式研究の有効性を示した。その後、二〇〇二年の歴史学研究会大会報告（『平安時代の王権と摂関政治』、『歴史学研究』七六八号）を経て、摂政・関白の職掌や天皇との関係の検討に軸足を移している。近年の成果は、それ以前に積み重ねた儀式研究をふまえて、摂関政治の展開を追ったものである。本書には、こうした著者の研究活動の土台となる平安時代の儀式にかかわ

る旧稿一〇編が、新稿二編を加えて収録されている。本書の構成を示すと以下の通りである（括弧内は初出年、一部原題を併記）。

第一章 律令国家と儀式（新稿）

第二章 冬至と朔旦冬至（二〇〇〇年）

第三章 弘仁期の儀式と『内裏式』（一九九〇年、原題「内裏式」と弘仁期の儀式」△『國學院大學大學院紀要

—文学研究科—第二輯）を改稿）

第四章 『儀式』の篇目配列（一九九六年）

第五章 紫宸殿と節会（一九九一年）

第六章 九世紀の儀式と天皇（一九九〇年）

第七章 平安初期の成選擬階儀（一九九二年）

第八章 平安宮の大庭と儀式（一九九四年）

第九章 平安時代の摂政と儀式（一九九六年）

第十章 大臣大饗の成立（一九九八年）

第十一章 任大臣大饗の成立と意義（一九九九年）

第十二章 平安貴族社会と儀式（新稿）

あとがき

儀式は律令国家とその延長線上にある平安貴族社会において極めて重要な存在と意義づけ、本書の目的を「平安時代における儀式の、支配や政治に有する意味を明らかにする」と設定する。以下、各章の内容を収録順に紹介する。

二 内容紹介

第一章「律令国家と儀式」は本書における序章に相当し、先行研究を整理するほか、律令国家の形成から奈良時代における儀式の展開を概観する。日本における儀式は、白村江の戦いに敗れ国家の存亡の危機に晒された七世紀末に、律令制の導入と同時に天皇による人格的支配を推進・強化するために整備されたとする。律令国家は大宝律令の編纂により一応の完成をみるが、あくまでも規定上のことであり、儀式の整備も奈良時代を通じておこなわれたとし、律令国家の盛期とされる天平末年から天平勝宝初年を、日本の儀式が隋礼から唐礼へと転換する一つの画期とみなす。また五月五日節の騎射の復活や天長節の新設、正月三節会の儀場の固定から、政治的混乱の收拾や律令制再編の前提期として、儀式の面では看過されてきた宝龜期を、延暦・弘仁期に受け継がれていく儀式の整備・改革の起点と評価する。このように、日本古代における儀式の受容と展開過程を簡潔に示したうえで、以下の本論に説き及んでいく。

第二章「冬至と朔旦冬至」は、中国では一陽来復の日として特別視される冬至が、日本では宮廷の儀式として定着しなかった背景を検討する。桓武天皇による昊天祭祀を例として、中国の儀式の導入は天皇の権威を高めることに機能したと指摘し、聖武天皇の即位直後におこなわれた冬至の儀式も

また、女帝が二代続いた後に即位した聖武自身の荘嚴化という政治的意図に基づくものであり、冬至を歳首とする意識が希薄だったことも相俟って一時的なもので終わつたと論じる。そして平安時代になると、十九年に一度めぐる朔旦冬至がその稀少性から祝賀の性格を強め、次第の一部が日本の伝統的かつ最重要儀式である新嘗祭と融合したこと、儀式運営や財政面の負担が軽減されたことで、宮廷の儀式として定着していくという過程を述べる。

第三章「弘仁期の儀式と『内裏式』」は、『内裏式』の構造から、その編纂と弘仁期の儀式の整備・改革との関連を論じる。『内裏式』仮復原案を提示し、神事・祭礼と国家的儀式については宮城門内の儀式（広義の内裏）を、政務儀礼と献上儀については紫宸殿儀（狭義の内裏）を規定するという二重構造を明らかにする。一見矛盾する構造であるが、両者は天皇出御儀であるという共通点を指摘する。そして原『内裏式』に載せる政務儀礼と献上儀は紫宸殿儀のみと推定し、その理由を天皇と官人との関係を再確認するべく、殊に紫宸殿儀が重視されて拡充が図られたためとする。

第四章『儀式』の篇目配列は、平安時代の他の儀式書に比べて特異である『儀式』の篇目配列から、編纂当時の儀式観や儀式の分類基準を検討する。まず巻一～五前半を神事・祭礼・仏事、巻五後半を臨時の国家的儀式、巻六～八前半を

恒例の国家的儀式、巻八後半・巻十前半を恒例の政務儀礼・献上儀、巻十中盤を臨時の政務儀礼、巻十後半を喪葬関係の儀式と分類する。そのうえで従来、年中行事と臨時公事とが混在するとみられていた巻五・巻十中盤は、国家的儀式と政務儀礼・献上儀とに大別され、さらに年中行事と臨時公事に分けて配列されていると分析する。そして『儀式』は唐の礼書の体裁を模範とした理念的産物でありながら、唐礼にはみえない政務儀礼を加え、また賚礼・軍礼の篇目がまとめて配列されていないなど、日本の実情をも包み込んで編纂されたと指摘する。その背景には、天皇を頂点とする宮廷秩序の維持・強化の意識を想定する。

第五章「紫宸殿と節会」は、『内裏式』『儀式』と『西宮記』の記載を比較し、国家的饗宴である節会が紫宸殿儀へと変化する過程とその意義を検討する。弘仁期になってから豊楽院や神泉苑でおこなわれるようになる元日節会・踏歌節会・重陽節は、続く天長期になるとすぐに紫宸殿でおこなわれるようになるとする。これに対して弘仁期以前、平安遷都後の早い時期から豊楽院や神泉苑を儀場とした白馬節会・相撲節・新嘗会は、少し遅れて承和期から貞観期にかけて紫宸殿儀へと移行すると述べる。そして参列者は次侍従以上・五位以上に限定されていき、そのなかでも参議・三位以上と四位・五位との格差が増大すると指摘する。紫宸殿儀への移行にとも

なう儀式構造の変化から、節会が対象とする宮廷秩序の矮小化のみならず、承和期から貞観期にかけての天皇をとりまく宮人層の縮小化を論じる。

第六章「九世紀の儀式と天皇」は、平安前・中期における天皇出御儀から不出御儀への変化とその背景を考察する。『内裏式』『儀式』で天皇出御儀とされていた政務儀礼・献上儀・神事は、『西宮記』ではほとんどが不出御儀とされており、その画期を文徳天皇の仁寿・斉衡期に求める。文徳、さらに清和・陽成各天皇の個人的資質により不出御儀が展開し、天皇が出御せずとも儀式を実施し得る機構が整備されたことで、儀式における天皇の有する実質的機能および精神的機能の後退をもたらしたと論じる。そして光孝天皇の仁和期以降は出御儀が正当であるという意識によつて出御儀が一次的に復活するが、天皇が儀式に毎回出御する必要性は希薄となっており、朱雀天皇の承平・天慶期に不出御儀が完成したとする。

第七章「平安初期の成選擬階儀」は、成選と擬階とを一連の手続きとしてとらえ、その式日の変化を検討する。まず『弘仁式』における考選目録読申の式日が、同一書でありながら式部省にかかわる条文と太政官のそれとでは異なる点について、後者は改訂された「承和七年式」であり、天長期に成選と叙爵とが分離したことで生じた変更とみる。次に「承和

七年式」での式日が『貞観式』ではその前日に改められているのは、成選人の増加による措置と推測する。そして天長期の叙位制度の再編は、列見の式日の固定化や奏成選短冊から位記召給までの式日の再編成の契機ともなったと論じ、成選擬階儀の式日は天長期と承和七年以後の二つの段階を経て改定され、『貞観式』編纂に至るまでに固定化するという過程をあとづける。このことから、当該時期には手続きが機械的に進行していくシステムが確立したと推測し、各種手続きの形骸化や六位以下の位階の意義の低下がもたらされたと論じる。

第八章「平安宮の大庭と儀式」は、宮廷の儀場の一つである建礼門前の大庭を取り上げ、その儀式空間としての機能を考察する。観射・駒牽・大祓・荷前・即位奉幣が大庭でおこなわれるようになる時期は一定ではなく、大庭儀へと移行した時期やそこでの天皇の出御の有無は統一性に欠けていると指摘する。このことから、かかる儀式は平安遷都当初より大庭でおこなうことが想定されておらず、よって大庭も儀式をおこなうために設定された空間ではなかったとする。そして大極殿・朝堂院から分離したことによって、内裏が政務・儀式、さらには清浄観の中心となっていく、その過程で各儀式それぞれに固有の事情が生じたことで、内裏紫宸殿の延長線上に位置する大庭が儀式空間と化していったと述べる。

第九章「平安時代の摂政と儀式」は、天皇不出御儀と摂政設置との関係から、摂政は儀式においていかなる役割を果たしたのか、そしてそのことが王権とどのように関連するのかを検討する。十世紀の儀式書において、摂政儀が記載される官奏・除目・伊勢神宮奉幣使發遣について、天皇出御儀と摂政儀との次第を比較し、儀式における天皇の行為と摂政のそれとは大きな相違が認められないとの結論を得る。このことから、摂政は天皇の政務大権・人事権・祭祀権の一部を代行する役割を果たしており、幼帝即位によって生じる支障を回避するため、これらの儀式には特に摂政儀が創出されたとする。摂政儀は藤原良房・基経の前期摂関政治期にその原型が成立し、藤原忠平政権期には定着するが、その制度的確立は藤原実頼・伊尹の後期摂関政治初期であると論じる。

第十章「大臣大饗の成立」は、主として平安時代から鎌倉時代にかけて、毎年正月に大臣が主催する大臣大饗がいつ頃、なぜ成立したのかについての試論を提示する。大臣大饗の初見を元慶八年における藤原基経の大饗とする従来の議論を、第五章での検討をふまえて一歩進める。すなわち、紫宸殿儀への移行や天皇の不出御により元日朝賀等が不活発となり、支配者層の共同性・一体感から下級官人が疎外されていく傾向のなかで、天皇に代わって太政官の首班たる大臣が下級官人を饗応する役割を果たしたと類推し、正月の一連の宮

廷支配秩序の再確認・強化の儀式を補完するものとして大臣大饗の成立を論じる。また、それは藤原良房が外戚かつ摂政太政大臣という特別な立場にあったことで可能になったとして、成立時期を貞観期と推測し、『大鏡』にみえる「良房のおとどの大饗」を肯定的に理解する。

第十一章「任大臣大饗の成立と意義」は前章と関連し、大臣がその初任時に催した任大臣大饗を取り上げる。儀式次第を正月大臣大饗と比較して、幾分か簡略であるものの、任大臣大饗は正月大臣大饗と同一の儀式構造と機能を有していたと分析する。また、任大臣大饗の初見は延喜十四年の藤原忠平の任右大臣大饗であり、成立時期は延喜期を大きく遡らなると推測する。十世紀以降に編まれた儀式書には、任大臣儀に関する規定に六位以下の官人が登場しなくなるが、かかる状況のなかで、天皇の出御のもと宣命によって任命された大臣が饗禄勅許を受けて任大臣大饗を催しているのは、本来なら天皇がおこなうべき下級官人への饗応を臣下の大臣が代わって果たしたものととらえ、任大臣大饗の成立要因を任大臣儀からの下級官人の排除に求めている。

第十二章「平安貴族社会と儀式」は本書の総括であり、平安貴族社会における儀式の意義を述べる。九世紀から十世紀以降への儀式の変容を、藤原忠平政権期を画期とする従来の説に疑問を呈し、長い期間をかけて徐々に形成されていった

とする。すなわち、九世紀中頃から変容が現れ、九世紀末に加速していき、それが十世紀前半に整備されていくとし、この動向は律令国家の対外的な帝国意識の後退と、天皇との人格的関係を核とした新たな宮廷秩序の形成に対応したものである。そして儀式は支配の象徴的行為としての役割を果たすようになり、貴族層、とりわけ摂関家で儀式の流派が形成されたのは、儀式が自らの系統の正当性を根拠づけるものと認識されたからと結ぶ。

三 若干の指摘

以上、本書の構成に沿って各章の内容を紹介した。本書の特色は、儀式を平安時代の宮廷秩序の維持・強化策のなかに位置づけ、その歴史的特質を当該時期の社会の変容とともに実証的に論じている点にある。律令制の崩壊から平安貴族社会への移行期は、従来「公」から「私」への矮小化といった消極的な印象でとらえられてきたが、著者はむしろ積極的に評価することで、新たな平安時代像の構築を試みている。著者の指摘を受けて、近年では活発な議論がなされつつあり、著者の学恩に浴してきた後学の徒として、こうして成果が一书に編まれたことを喜ぶたい。最後に、全体を通読して抱いた二、三の愚見を述べることにする。

まず本書の構成であるが、序章と終章に相当する第一章と

第十二章を除けば、実質は一九九〇年から二〇〇〇年までの間に公表した論考を集成したものである。冒頭で述べた通り、著者は二〇〇〇年代より主として摂関政治の諸段階について研究を進めており、本書の基本的な枠組みは早い段階で構想されていたものと思われる。ただ、旧稿の発表から二十年弱が経過しており、その間の儀式研究の進展に関しては、少なからず言及して然るべきではないだろうか。というのも、西本昌弘・田島公画氏らによつて依拠すべき新たな史料群が紹介されたことで、儀式に関する個別具体的な研究は格段に深化している。その一方で、坂上康俊氏が「年中行事や臨時諸公事をとりあげた研究論文は陸統として生み出されているようではあるが、導き出される結論がステレオタイプに見えてしまうほどに、それらからのインパクトが感じられない」（『平安時代儀式研究の再活性化をめざして』、『九州史学』一五六号、二〇一〇年）と提言するように、儀式研究の細分化、それ故の閉塞感は否めない。かかる近年の動向は、儀式研究をリードしてきた著者にはどのように映っているのだろうか。第一章において儀式研究の現状と課題が示されていないことは惜しまれる。

また、旧稿を収録するに際しての調整は、原則として繰り返し述べている部分や重複して掲げている史料の整理、注の統一など形式的なものに留まる。しかし、著者の見解に対する

る批判や新出史料へあまり反応していないことは、少々物足りなさを感じる。例えば第十一章「任大臣大饗の成立」の初出後、渡邊誠「大臣大饗と太政官」（『九州史学』一五六号、二〇一〇年）により、任大臣大饗の初見は東山御文庫勅封四七函五一番「尊者禄出所例」にみえる、昌泰二年（八九九）の左大臣藤原時平・右大臣菅原道真の例を初見とする見解が示されている。昌泰二年というのは、極めて示唆的であると考ええる。寛平八年（八九六）十二月に藤原良世が左大臣を致仕し、同九年六月に右大臣源能有が死去して以来、大臣は不在であった。かかる状況下で、同年七月に宇多天皇から醍醐天皇への讓位がおこなわれている。つまり昌泰二年の任左右大臣とは、醍醐天皇のもとで初めて大臣が任命された事例なのである。正月大臣大饗について著者は、藤原基経の死後、外戚の摂政太政大臣という特別な大臣が途絶えることにより、「逆に、太政官の首班としての左右大臣の地位が再び明確化」したことを背景に、「大臣大饗は、特別な大臣のみが行い得た正月饗宴から、左右大臣の主催する太政官の序列・秩序を表現する饗宴へと整備」された（第十章、二二七頁）と述べている。この「左右大臣の地位が明確化」した時期とは、まさに昌泰二年ではなからうか。この見解を援用すれば、元服（同日受禪）時になお「少主」と称された醍醐天皇を支える太政官の首班として、時平・道真が大臣就任時に大饗を催

した蓋然性は認められよう。正月および任大臣大饗の記事が史料上に類出するようになるのは延喜期からであり、後者の成立を「延喜期かそれを大きくさかのぼらない時期」とする論旨にはさしたる影響はないとはいえ、補注の形でよいので検討の余地はあつたように思われる。

先述した通り、著者の研究を受けて平安時代の儀式研究は新たな段階に進み、分析の視角も多様化している。前段で触れた大臣大饗もさることながら、第六章で取り上げた天皇出御儀・不出御儀についても、より批判的に継承しなければならぬだろう。まず不出御儀への移行の画期を文徳天皇の仁寿・斉衡期に求め、文徳天皇が「病弱でしばしば万機が廢され」ていることを、「政務儀礼・献上儀・神事において天皇が出御しなくなる要因の一つ」(一一二頁)ととらえるのは首肯できる。しかしながら、文徳天皇については健康状態に加えて、居住形態にも留意するべきであろう。というのも、文徳天皇は踐祚後に大内裏内を転々とし、遂には宮城門外の冷然院を居所とするようになる。少なくとも史料上では、文徳天皇が内裏に居住した形跡は認められない。このような状況では儀式のたびごとに、一々平安宮に「行幸」しなければならぬことになり、その煩雑さも相俟つて、おのずと不出御の兆候がみられるようになったのではあるまいか。

また著者は、史料にもとづいて天皇の出御の有無を緻密に

分析しているが、天皇の出御形態も注目されよう。吉江崇氏によると、紫宸殿儀において一口に「出御」とはいっても、その座は「帳中倚子型」と「床子型」とに大別され、前者を「簡略化したものに「母屋簾中型」があるという」(『律令天皇制儀礼の基礎的構造』、『史学雑誌』一一二編三号、二〇〇三年)。さらに「母屋簾中型」は天皇が病気に際して出御するための臨時的措置であり、その形態は不出御儀と同様であることを指摘する。つまり出御儀から不出御儀への移行の過程において、「母屋簾中型」という出御形態が存していたことを示唆しているのである。さらに儀場の変遷に着目した満田さおり氏により、御簾は天皇の状態(物忌・服喪等)を参加者に示し、あるいはその奥に天皇が出御しているかのような儀式空間を演出する装束方法であることが明らかにされている(『平安時代における朝儀の場の変遷に関する研究』、『建築史学』六一号、二〇一三年)。両氏の指摘を総合すると、御簾は天皇の状態を表現する機能から転じて天皇の代替という機能が付与され、それによって「母屋簾中型」が不出御儀の装束にも用いられたといえよう。「母屋簾中型」の早い例は承和七年(八四〇)正月七日に仁明天皇が簾中で白馬を観覧した例であり(『続日本後紀』)、文徳天皇の前代に不出御儀の素地が整えられていた可能性が想定できる。

むすびにかえて

著者は本書の刊行に先立ち、儀式を主題に据えた「内裏儀式」元旦受賀群臣朝賀式にみえる大極殿」（『日本歴史』八一
二号、二〇一六年）を発表している。このように、著者の研究を受けて進展した儀式研究も、いまなお多くの課題を残しているといえよう。

本書はその書名にある通り、平安時代の宮廷儀式を主題としているが、その変容は国家意識や宮廷社会そのものの変容を意味すると結論づけており、また鎌倉時代以降の有職故実についての展望をも示している。今後当該分野の研究を進めていくうえで必読の書となることは疑いなく、幅広い分野の読者が本書を手にとることを望みたい。

以上、本書の概要を紹介するとともに、著者の見解に対する愚見を述べた。評者の勉強不足により誤解や妄評があるかと懼れるが、著者ならびに読者諸賢のご海容を請うこととして擲筆する。

（二〇一六年五月刊、二二六九頁、同成社、定価六〇〇〇円、税別）

堀越祐一著

『豊臣政権の権力構造』

谷 徹也

本書は、豊臣政権の研究を着実に積み重ねてきた著者による、第一論文集である。近年、豊臣期に関する論文集の刊行が相次いでおり（跡部信『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年・片山正彦『豊臣政権の東国政策と徳川氏』思文閣出版、二〇一七年）、当該分野の研究成果がまとめられつつあることは大変喜ばしいことといえよう。既に藤田恒春氏と池亨氏による的確な書評が出されており（『織豊期研究』一八・『歴史学研究』九五四）、学界でも注目されている著書である。

1. 本書の内容

本書の構成は左の通りである。

序章

第一部 豊臣権威の確立と大名序列の形成